

川崎市立殿町小学校父母と教職員の会会則

第一章 総則

- 第一条 本会は殿町小学校父母と教職員の会と称する。
- 第二条 本会は、父母と教職員とが互いに連絡連携して児童の教育をより完全にし、会員相互の親睦及び意識の高揚をはかることを目的とする。
- 第三条 本会の事務所を殿町小学校に置く。

第二章 事業

- 第四条 本会は、次の事業を行う。
- 一 学校の教育的環境の整備並びに児童の心身の健全な発達をはかる。
 - 一 児童の徳性の涵養及び校外生活の指導をする。
 - 一 会員相互の親睦と研修をはかる。
 - 一 その他本会の目的達成に必要な事業。
- 第五条 本会の事業を遂行するため、次の専門委員会を設ける。
- 一 成人委員会
 - 一 校外育成委員会
 - 一 広報委員会
 - 一 役員選考委員会
 - 一 イベント委員会
 - 一 本会の目的達成に必要な会

第三章 会員

- 第六条 本会は、次の各校に当たる者を以て組織する。
- 一 殿町小学校に在学する児童の父母または、これに代わる者。
(以下父母という)
 - 一 殿町小学校に勤務する教職員。

第四章 会計

- 第七条 本会の経費は、会費・事業収入、及び寄付金をもって支弁する。
- 第八条 会費は、一家庭当たり月額400円とする。
- 第九条 本会の会計年度は、四月一日に始まり翌年の三月三十一日に終わる。

第五章 役員・委員

- 第十条 本会に左記の役員、委員を置く。

	役員	定数
役員会	会長	一名(父母)
	副会長	若干名(父母)
	会計	若干名(父母・教職員)
	書記	若干名(父母・教職員)
専門委員会	委員長	各一名(父母)
	副委員長	各一名(父母)
	委員	各一名(父母・教職員)
会計監査		二名(父母)

- 第十一条 役員・委員の職務
- 一 会員は、本会を代表し会務を総括する。
 - 一 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときにはこれを代行する。
 - 一 会計は、本会の収入支出を正確に記録し年度末においては会計監査を経た決算報告をする。
 - 一 書記は、総会並びに役員会、企画委員会の議事を記録し、各種の会合の通知をする。
 - 一 専門委員長は、各専門委員会を掌握し委員会活動の責任者となる。
 - 一 専門委員会副委員長は、委員長を補佐し委員長不在のときはこれを代行する。
 - 一 委員は、各委員会に配属し、重要事項を協議し、これを処理する。
 - 一 会計監査はその年度の会計を監査する。
- 第十二条 本会の役員委員は次の方法によって選任する。
- 一 会長、副会長、会計、書記、会計監査は、役員選考委員会で選出し総会の承認を得る。一 委員長、副委員長は各専門委員より互選する。
 - 一 各専門委員は学年の会員および教職員より互選する。

会 議

- 第十三条 会議を分けて総会・臨時総会・役員会・専門委員会とする。
- 一 総会は年一回以上とし、決算の報告、予算の審議、決定、新役員の承認および会則の変更とその他重要事項を決定する。
 - 一 臨時総会は会長が必要に応じて開くことができる。
 - 一 役員会は役員、校長、教頭をもって構成し、重要事項を協議する。
 - 一 各専門委員会は、必要に応じて各委員長が招集する。但し各専門委員会の事業計画は委員総会にはかり承認を得て実施することを原則とする。
 - 一 会議の議事は、出席者の過半数をもって成立する。
 - 一 総会は、家庭数の五分の一の出席をもって成立する。
(委任状を含む)

付 員

- 第十四条 本会は、学校の人事に干渉しないこととする。
- 第十五条 会則の変更は、総会において出席者の三分の二以上の賛成による。
- 第十六条 本会の運営については別に細則を作ることができる。
- 一 昭和四十四年四月三十日 一部改正
 - 一 昭和六十年四月二十七日 一部改正
 - 一 平成元年五月十三日 一部改正
 - 一 平成三年四月二十五日 一部改正
 - 一 平成四年四月二十四日 一部改正
 - 一 平成九年四月二十三日 一部改正
 - 一 平成十一年四月二十二日 一部改正
 - 一 平成十四年四月二十四日 一部改正
 - 一 平成十五年四月二十四日 一部改正
 - 一 平成十九年四月二十七日 一部改正
 - 一 平成二十六年二月二十七日 一部改正
 - 一 平成二十七年二月二十七日 一部改訂
 - 一 令和六年三月二十日 一部改訂
 - 一 令和七年二月二十八日 一部改訂

糸田 貝

- 第一条 各委員会の事業内容は次のごときものとし、その他必要に応じて加える。
- 一 成人教育委員会
 - ・ 会員の家庭および社会生活の向上、環境整備に関する事業
 - ・ 社会見学・講演会・講習会等の企画
 - 一 校外育成委員会
 - ・ 校外生活全般にわたっての指導に関する事業
 - ・ 校外生活指導委員会への出席協力
 - ・ 学校の交通訓練への側面的な援助
 - ・ 非行化防止・交通安全等の啓蒙のための講演会や講習会の開催
 - 一 広報委員会
 - ・ 会員相互の連絡や情報の提供に関する事業
 - ・ 年数回、PTA新聞を発行する。
 - 一 イベント委員会
 - ・ 学校や地域主催のイベントへの協力
 - ・ ベルマークボランティア活動
 - ・ ベルマーク活動として年数回のベルマーク便利発行する。
- 第二条 役員選考委員会は、会長以下の役員の選出をその任とする。
- 一 役員より委嘱された世話役三名(含、教職員)を含め選考にあたる。